

ベトナムにおける現地法人清算の実務

[はじめに]

昨今の世界同時不況の影響により、投資回収の困難、資金繰りの悪化、コスト削減などの理由により拠点閉鎖を検討する企業がベトナムにおいて増えている。

これまでベトナムの成長を見込み、ベトナム進出する企業は数多くあったものの、現地法人の清算という事例は未だ多くはなく、その手続き方法や詳細が確立されていないというのが現状である。本レポートでは、会社清算に関する実務上の手続きとその留意点を述べる。

1. 現地法人清算に関する関連法令と手続きの流れ

現地法人の清算に関しては2005年11月29日付けの統一企業法60/2005/GH11号に規定されている。

法律上¹では次の四つの場合、会社清算が認められる。(i) 定款による活動期間が終了するが延長しない場合；(ii) 会社の自主的な決定で終了する場合；(iii) 連続する6ヶ月に統一企業法の規定による所有者の最低人数²に満たない場合；(iv) 登記簿が回収される場合である。以下では企業に一番関わりが深い(ii)の自主的会社清算に関して述べる。清算手続の基本的な流れは以下の通り。

- ① 企業による会社清算の決定
- ② 関連機関への通知・会社での掲示・新聞による告知
- ③ 債務の返済・従業員解雇に伴う手続きの完了および残余財産の分配
- ④ 税コード、銀行口座の閉鎖・社印の返却
- ⑤ 清算申請書類の提出

2. 実務上の留意点

① 企業による会社清算の決定

有限会社及び合名会社であれば社員総会メンバーの決意により、株式会社であれば株主総会決議により会社清算が決定される。清算決定後、企業は清算決定についての、有限会社の場合は社員総会の議事録、株式会社の場合は株主総会の議事録を発行する。

② 関連機関等への通知・新聞による告知

清算決定が通過されてから7日以内に、清算決定書は投資証明書発給機関、債権者（返済計画も添付）、関係者、従業員全員に送付されると同時に本社、支店に掲示されなければならない。統一企業法には、「法律に新聞掲載が要求された場合、新聞広告を行うものとする」と規定されているが、実際、⑤の提出書類の中で新聞掲載証が必須となっている為、留意する必要がある。掲載のタイミングについては特に定められていないが、⑤に間に合うように行うべきである。

③ 債務の返済・従業員解雇に伴う手続きおよび残余財産の分配

清算手続規程で一番重要なことは会社が全ての債務の返済を完了したという証拠を入手することである。しかしながら、どのような証拠をもって債務完済を証明するのか、審査認可機関への申請書をどのように書くべきか、清算案および清算報告書をどのようにまとめるべきか等、様々な実務上の案内が法律には規定されていないので、手続きを実施する度に管轄機関に問い合わせる必要がある。

¹ 2005年11月29日付けの統一企業法60/2005/GH11号の第157条

² 統一企業法による会社形態により異なる。例えば、合名会社及び有限会社であれば社員総会メンバーの人数で、株式会社であれば創立株主の人数である。

なお、債務返済の順序は次の通りである。

1. 従業員への債務（法律の定める給与、退職手当、社会保険並びに、集団労働協定及び労働規約の規定に従う他の権利）
2. 税金と他の債務
3. 清算費用

全ての債務が返済された後、出資者への残余財産分配が行われる。

また、上記の通り、清算時には従業員の解雇に伴い、退職金の支払い、従業員の所得税の支払い等、労務関連で企業が行わねばならない手続きがある。もちろん、これらの手続きが終わらない限り、債務返済完了の証明書は作成できない。清算手続きを進めるために、従業員からの理解を得て、解雇手続きを円滑に行うことが重要である。

④ 税コード、銀行口座の閉鎖・社印の返却

法律には、社印の返却時期は規定されていないが、社印の返却は全ての手続きが終了してから行うのが合理的であろう。

⑤ 清算申請書類の提出

投資計画省のウェブサイトに掲載される提出書類一覧は、実際に要求される書類と異なる場合があるので当局への確認が必要である。

[終わりに]

清算手続の中で、一番問題となっている債務返済完了手続きにおいて、企業の利害関係者の複雑性や取引の規模、当局との関係等の要素により、清算手続が複雑になる可能性もある。

一般的には、ベトナム現地の法令及び実務に精通し、また当局に対して合理的な説明ができるコンサルタントのサポートにより清算手続を行うが、必要書類の準備やコミュニケーションにおいて時間がかかり、清算業務が完了するまで1年かかるような事例もあるため、注意が必要である。